

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
1	団体	① 第1条	<p>第1条に「豊かな生態系」とあるが、ワンヘルスの観点からは「豊かな生物多様性」の方が望ましいのではないか。</p> <p>①及び④については、上述(意見)の通りワンヘルスの観点から望ましいと考えるところに、既に県の方針としても「福岡県生物多様性戦略」に基づき生物多様性保全の取組を進めるとしているため。</p>	<p>「ワンヘルス」の理念における「人と動物と環境」の「環境」は、自然環境とそこに育まれている多様な植物、微生物等から成り立っています。したがって、ここは、単なる生物多様性よりも、より広い概念である「生態系」の方が適していると考えます。例えば、先般福岡県議会で視察調査を行ったハワイ大学のワンヘルス講座においても、「ワンヘルス」の説明では「環境 (environment)」又は「生態系 (ecosystem)」の用語が使用されています。一方、「生物多様性」は、「生態系(環境)の健康」の一つの要素であり、「人の健康と生物多様性の関係」は、ワンヘルスに関する研究テーマの一つと位置付けられています。</p>
		② 第17条	<p>第17条の森林の様々な公益的機能について、ワンヘルスの観点からは「生物多様性の保全」の文言を明記すべきではないか。</p>	<p>森林の公益的機能というよりも、その役割として「多様な生物を育てていること」が挙げられます。そこで、ご意見の趣旨を踏まえ、第17条の記述にその旨を加えました。</p>
		③ 第21条	<p>第21条の水環境については詳細に書かれているため、是非このまま進めて欲しい。</p> <p>③については現状の文言で大変評価できる内容であると思うため。</p>	<p>評価していただき、誠にありがとうございます。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
		④ 第22条～第24条	<p>第22条～24条について、プラスチックごみに関連して個別に3条を用いているのは、他の項目と比べてバランス的に違和感がある。特段の理由がなければ1条に整理すべきではないか。</p> <p>④については、上述の通り。たくさんの課題の中で、現今メディア等が話題になるとして取り上げている感も強く、ここまでプラスチックごみだけを突出させる理由は思い当たらないため。</p>	<p>例えば、2021年5月に開催されたG7気候・環境大臣会合コミュニケでは、ワンヘルスアプローチの重要性が再確認されるとともに、「海洋の健全性」の項目では海洋プラスチックごみ対策の必要性も問題提起されるなど、プラスチックごみの問題はワンヘルスの重要なテーマの一つとなっています。第22条は複雑で難解な「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」の要点を県、事業者及び県民という主体別の責務を確認的に規定したものであり、第23条は、法令では未規制の屋外管理のプラスチックについて規定し、第24条は適切に取り扱われず環境に流出・散在しているプラスチックの回収（法令の規定なし）の取組を求めるものです。したがって、それぞれ規定の目的と対象とするプラスチックの状況が異なりますから、この3か条が必要と考えています。</p>
2	団体	第17条、第18条	<p>ワンヘルスの実践に関し、「森林浴」が健康に及ぼす効果が今世界的に注目されており、ワンヘルス国際フォーラム等でも研究者が報告をされているので、この条例でも、森林の機能・役割として明記すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第17条及び第18条において「森林浴」を明記しました。</p>